

ご家庭の燃やせるごみは

燃やせるごみ指定袋に入れて出してください

家庭用プラスチック製容器包装専用袋で燃やせるごみを出せる期間は令和6年2月29日までで終了しました。

現在、燃やせるごみ指定袋以外の袋に入れて出された燃やせるごみは収集しておりません。

お住いの地域のごみ出しルールを順守していただきますよう、お願いいたします。



問い合わせ先：大崎地域広域行政事務組合・業務課（0229-25-8867）